

平成 17 年 №36

東京学芸大学学長補佐規程の一部を改正する規程

改正理由

任期の途中で新たに学長補佐に委嘱される者の任期の末日を，現に委嘱されている学長補佐の任期の末日と合わせること及び平成 19 年 11 月 10 日を始期とする学長補佐の任期を年度単位に合わせるため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成 17 年 10 月 5 日 部局長会 審議承認

東京学芸大学学長補佐規程を次のように制定する。

平成17年10月 6 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成 17 年規程第 31 号

東京学芸大学学長補佐規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学長補佐規程（平成16年規程第37号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学長補佐規程の一部改正について

改正理由： 任期の途中で新たに学長補佐に委嘱される者の任期の末日を，現に委嘱されている学長補佐の任期の末日と合わせること及び平成 19 年 11 月 10 日を始期とする学長補佐の任期を年度単位に合わせるため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 附 則 1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。 <u>2 平成16年4月1日を始期とする任期及びこれに引き続く任期ごとにおいて，当該任期の途中で学長補佐に委嘱される者の任期は，第3条の規定にかかわらず，当該任期の末日までとする。</u> <u>3 平成19年11月10日を始期とする学長補佐の任期は，第3条の規定にかかわらず，平成22年3月31日までとする。</u> <u>4 東京学芸大学学長補佐室設置要項（平成10年3月5日制定）は，廃止する。</u> 附 則 <u>この規程は，平成17年10月6日から施行し，平成17年9月8日から適用する。</u>	（設置） 第1条 学長がリーダーシップを発揮しながら，本学の円滑な運営を図るため，学長の下に学長補佐を置くことができる。 （構成等） 第2条 学長補佐は，学長が適当と認めた者若干名とする。 2 学長補佐は，学長が委嘱する。 （任期） 第3条 学長補佐の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，委嘱した学長の任期の末日を超えることはできない。 （補則） 第4条 学長補佐について必要な事項は，学長が別に定める。 附 則 1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。 <u>2 東京学芸大学学長補佐室設置要項（平成10年3月5日制定）は，廃止する。</u>